

## 平成24年第2回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 6月6日(水曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長あいさつ	5
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○報告第 1号 平成23年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について	9
○報告第 2号 平成23年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について	9
○報告第 3号 平成23年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について	9
○報告第 4号 平成24年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について	9
○承認第 1号 専決処分事項の承認について(板倉町税条例の一部改正)	10
○承認第 2号 専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険税条例の一部改正)	12
○承認第 3号 専決処分事項の承認について(平成24年度板倉町一般会計補正予算(第1号))	13
○承認第 4号 専決処分事項の承認について(平成24年度板倉町一般会計補正予算(第2号))	15
○議案第29号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	18
○議案第30号 平成24年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について	21
○議案第31号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について	31
○陳情第 2号 町道3070号線の拡幅整備について	32
○陳情第 3号 国土交通省地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情について	32
○散会の宣告	32

散 会 (午前 11 時 22 分) .....	3 3
--------------------------	-----

第 2 日 6 月 7 日 (木曜日)

○議事日程 .....	3 5
○出席議員 .....	3 5
○欠席議員 .....	3 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	3 5
○職務のため出席した者の職氏名 .....	3 5
開 議 (午前 9 時 00 分) .....	3 7
○開議の宣告 .....	3 7
○一般質問 .....	3 7
小森谷 幸 雄 君 .....	3 7
秋 山 豊 子 さん .....	5 0
青 木 秀 夫 君 .....	5 9
荒 井 英 世 君 .....	7 1
○発言の訂正 .....	8 4
今 村 好 市 君 .....	8 4
○散会の宣告 .....	9 8
散 会 (午後 3 時 30 分) .....	9 8

第 9 日 6 月 14 日 (木曜日)

○議事日程 .....	9 9
○出席議員 .....	9 9
○欠席議員 .....	9 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	9 9
○職務のため出席した者の職氏名 .....	1 0 0
開 議 (午前 9 時 00 分) .....	1 0 1
○開議の宣告 .....	1 0 1
○諸般の報告 .....	1 0 1
○陳情第 2 号 町道 3 0 7 0 号線の拡幅整備について .....	1 0 1
○陳情第 3 号 国土交通省地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情について .....	1 0 2
○議員派遣の件 .....	1 0 4
○閉会中の継続調査・審査について .....	1 0 4
○町長あいさつ .....	1 0 5
○閉会の宣告 .....	1 0 6
閉 会 (午前 9 時 23 分) .....	1 0 6

板倉町告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成24年第2回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年6月1日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成24年6月6日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 1 名 )

1 番	今 村 好 市 君	2 番	荒 井 英 世 君
3 番	川 野 辺 達 也 君	4 番	延 山 宗 一 君
5 番	小 森 谷 幸 雄 君	7 番	黒 野 一 郎 君
8 番	市 川 初 江 さん	9 番	青 木 秀 夫 君
1 0 番	秋 山 豊 子 さん	1 1 番	荻 野 美 友 君
1 2 番	野 中 嘉 之 君		

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成24年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年6月6日（水）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 平成23年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について  
報告第 2号 平成23年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について  
報告第 3号 平成23年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について  
報告第 4号 平成24年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分事項の承認について（平成24年度板倉町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分事項の承認について（平成24年度板倉町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第 8 議案第29号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第30号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第31号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第11 陳情第 2号 町道3070号線の拡幅整備について
- 日程第12 陳情第 3号 国土交通省地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情について

---

○出席議員（11名）

1番	今村好市君	2番	荒井英世君
3番	川野辺達也君	4番	延山宗一君
5番	小森谷幸雄君	7番	黒野一郎君
8番	市川初江さん	9番	青木秀夫君
10番	秋山豊子さん	11番	荻野美友君
12番	野中嘉之君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木実君

総務課長	田口	茂君
企画財政課長	中里重義君	
戸籍税務課長	長谷川健一君	
環境水道課長	鈴木渡君	
福祉課長	永井政由君	
健康介護課長	小嶋栄君	
産業振興課長	山口秀雄君	
都市建設課長	小野田国雄君	
会計管理者	荒井利和君	
教育委員 局長	根岸一仁君	
農業委員 局長	山口秀雄君	

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小野田吉一年
庶務議事係長	伊藤泰年
行政安全係長兼 議事事務局書記	根岸光男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

ただいまから告示第63号をもって招集されました平成24年第2回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長あいさつ

○議長(野中嘉之君) 日程に入るに前に、町長よりあいさつしたい旨、申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) 例年のごとくでございますが、本日は公私ともにご多忙の中第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。ご苦労さまでございます。

昨年のこの時期は、3.11に発生いたしました大震災による放射能汚染の問題で、当地区稲の作付や収穫が心配されておりましたが、町内では今年は順調に田植えが行われているようでございまして、安心しているところでございます。

しかし、被災地ではいまだ多くの方が避難生活を続けるなど、安心した生活を取り戻すには、復旧復興に向けた瓦れき処理などを含む多くの問題を処理しなければなりません。その対応には相当に長い月日が必要と思われますので、改めて被災者にはお見舞いとお同情を申し上げる次第でございます。

現在停止中の原発では、大飯原発の再稼働が経済性を優先する動きがやや強くなっているように感じますが、いまだ結論に達しておりません。今年の夏も節電対策は必要な状況でございまして、役場においても昨年に引き続き節電に取り組んでまいりたいと思っておりますし、町民の皆様にも強く投げかけを行ってまいりたいと思っております。

また、防災については、本町はカスリーン台風による大きな被害があった歴史や、大震災を経験し、町民の二次災害への関心が高まっていると思っておりますが、万が一のときの安全への備えは非常に重要なことといたしまして、それを事業として国土交通省利根川上流事務所や群馬大学の片田教授のグループの支援をいただきながら防災リーダー研修会などを実施し、災害が発生したときの対応や啓蒙を図ってまいっているところでありますが、何よりも第一に避難、そして繰り返し訓練を行うことが重要であるとの検証を得ておりますので、現在区長さんを初め多くの関係者に大変なお骨折りいただきながら、行政区の事業や各種団体の会合などを通じ、防災講習会をきめ細かく開催させていただいております。

また、6月24日には、日曜日ではありますが、避難訓練を実働の避難訓練と想定いたしまして実施いたしますが、今後も継続して災害に対するふだんの備えと、避難することが何より重要であることの、そのことの定着に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

さて、国内外の経済情勢は一時期欧州諸国のギリシャへの財政支援介入に対する期待感から、株価の上昇や円安、3月期決算の上方修正など、明るい兆しが見え、期待感もあった我が国のついこの間の経済でありましたが、ここに来てギリシャでは緊縮財政に消極的な政党が躍進し、改めて6月中に再選挙が行われる事

態になっております。また、最近ではギリシャには比較できない経済規模のスペインの金融不安などを要因に、欧州危機が再燃し、再び円高、ユーロ安、ドル安の様相を呈し、我が国経済への打撃が非常に心配となってきておる昨今でございます。

現在、電機業界でもパナソニックやソニーなどの国際的な大企業でさえも多くの従業員のリストラや配置転換を含む再建策をとらざるを得ない、厳しい状況下にありますので、ますます企業の空洞化が進み、国力の低下を生じるおそれがあると懸念しております。

とりわけ雇用面におきましても、最近の内閣府の推計によりますと、将来を担う若者たちの就業状況は、大学や専門学校を卒業した人の約半数が安定した職につけていない実態が発表されております。就職できない者の増加、非正規労働者の増加、就職しても短期間で離職するなど、非常にゆゆしき事態があらわれているようであります。若者の雇用の問題は、将来の日本を担う基本でありますので、改善に向けて実行の上がる対応策を国に強く望むものでございます。

一方、国の政治、消費税増税法案を含む社会保障と税の一体改革関連7法案に関し審議が行われておりますが、政府では消費税の引き上げを行い、税収増を見込み、年金財政の健全化など、社会保障制度の安定化につなげたいという考え方であるようでありますが、野党である自民党においては、消費税増税の必要性は認めつつも、年金制度改革や子育て支援策などの社会保障改革においては、他の野党とともに民主党との隔たりがある状況であります。

また、野田総理と小沢代表との会談が不調となるなど、民主党内でさえ合意ができていない状況や、問責決議を受けた大臣の問題では、総理の更迭は行わないとの発言が、ここに来て内閣改造を行ったり、国会の会期末を迎えるこの時期になっても法案を採決するのかわからないのかさえ、今日さらに幹事長会談を予定しているようでもありまして、非常にわからない状況であります。さらには、政局も絡み、衆議院の解散も取りざたされるなど、混迷ぶりが深くなっていると思っております。何も決められない政治、公約も実行できない政治、そして信頼も失墜した政治と言わざるを得ない状況が続いていると思っております。

先ほど申し上げましたように、国内外の経済や政治においては、不安要素や不透明感が続いている状況であります。町民の生活に直結する我が町におきましては、透明性をさらに高め、公平公正を基本とした町民の意見を反映し、スピード感と思いやりのある行政を目指し、現実直視、生活重視の精神で頑張っております。その前提となる信頼される役場、率先垂範となる職員づくりが基盤となると思っておりますので、またその1つとして本年度より試験的行為、試行ではありますが、職員に業務の目標管理を課してまいります。これは、職員一人一人が1年間の仕事の達成目標や役割を基本に、それらを基本に計画を立て、業務を行い、結果についてもきちんと成果を検証し、改善すべきことは改善を行うなど、職員の能力向上や事務事業の遂行力の向上を目指したいという形で推進しているところでございます。

事業面においては、懸案でありました八間樋橋は、今年度は買収を終了させ、橋台の建設に入ることとなっておりますし、国道354号線のバイパスの整備につきましては、いよいよ7月を目途に地権者等の説明会を行える状況まで進展し、それぞれ27年度あるいは28年度の完成を目標に進めている状況であります。

また、ニュータウン事業の関連では、経済情勢厳しい状況下にあつて、商工業施設の誘致ではミルックス社に続き、ギョーザで有名なイトアンド社では、9月の操業に向け、従業員の募集も既に行われ、順調に開業に向けて進んでいるようでございます。

また、停滞をしていたニュータウン住宅販売では、ご存じのとおりヤマダ電機が省エネ住宅スマートハウスを建設し販売することで、過日企業局とともに三者協定を結ぶことができました。この協定に基づく住宅販売が順調に展開し、住宅販売によい影響が出ることを期待しているところでございます。

また、役場庁舎建設の関係につきましても、さきの3月議会で、向こう4年間で建設も可能との判断をし、その内容もご説明申し上げましたが、過日の準備会では必要な議論もいただきましたので、これらを踏まえ検討委員会の立ち上げや計画の策定について進めたいと思っております。

また、ご承知のとおり、渡良瀬遊水地がラムサール条約に選定されることが予定されております。選定になれば世界的に広く評価を得るわけでありますが、昨年度に町が選定を受けました関東初となる国の重要な文化的景観とともに、これらの地域資源を観光面や農業面、あるいは環境面等において有効に活用し、地域の活性化に結びつけられるように努めてまいりたいと思っております。

また、将来を見据えたまちづくりの重要な課題と思っております利根川、渡良瀬川の新橋につきましても、加須市、そして栃木市ともに計画に位置づけておりますので、引き続き建設に向けた働きかけを行っていきたいと思っております。

以上、主な事業の進捗状況と、あるいは経済情勢等も含め申し上げましたが、現在第1次板倉町中期事業推進計画に基づく24年度の各般にわたる諸事業を展開しておりますが、事業を進めるに当たりましては、その都度議会にご相談を申し上げ、あるいはご指導、ご進言をいただきながら、着実に目標達成ができますように努力する所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

本日からの6月の定例会につきましては、議案第29号から議案第31号までの3案件と承認事項4件、報告事項4件を上程させていただきました。議員各位のご協力により慎重審議をいただきご決定賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

---

### ○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から月例監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、町長提案の報告4件、専決処分事項の承認4件、条例の改正議案1件、補正予算議案1件、規約の改正議案1件であります。また、請願・陳情につきましては、お手元の文書表のとおり陳情3件が提出されております。なお、そのうち1件につきましては、議員配付のみといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

3番 川野辺 達也 君

4番 延山 宗一 君

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、5月31日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、5月31日、議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日6月6日から14日までの9日間でございます。

会期の日程ですが、初日の本日は、提出者から報告第1号から報告第4号について一括報告を行います。次に、承認第1号から承認第4号までについて提案者から各専決処分事項の説明の後、各事項ごとに審議決定いたします。続いて、議案第29号から議案第31号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定いたします。さらに、陳情第2号及び陳情第3号を所管の委員会に付託し、第1日目の議事日程を終了いたします。

第2日目の7日は、一般質問を行います。

第3日目の8日から第5日目の10日までは、休会といたします。

第6日目の11日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、付託された案件の審査及び所管事務調査を行います。

第7日目の12日は、産業建設生活常任委員会を開催し、付託された案件の審査及び所管事務調査を行います。

第8日目の13日は休会とし、最終日の14日は、付託された案件について所管の委員長報告を受けた後、審議決定いたします。さらに、議員派遣の件と閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から14日までの9日

間と決定いたしました。

---

○報告第1号 平成23年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について

報告第2号 平成23年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告  
について

報告第3号 平成23年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について

報告第4号 平成24年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について

○議長（野中嘉之君） 日程第3、報告第1号 平成23年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について、報告第2号 平成23年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について、報告第3号 平成23年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について、報告第4号 平成24年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について、以上4件を一括して議題といたします。

町長から報告を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、早速お願い申し上げます。まず、提案理由を申し上げます。報告第1号から報告第4号までの報告事項につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 平成23年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてご説明いたします。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費繰り越しをいたしましたので、同法施行令第146条第2項により報告するものであります。

繰り越しいたします事業については、農業体質強化基盤整備促進事業を含む3事業でありまして、翌年度への繰越額の総額は4,270万円でございます。この財源内訳といたしましては、国県支出金で882万円、地方債で500万円、一般財源で2,888万円でございます。

以上で報告第1号の報告を終わります。

次に、報告第2号 平成23年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告についてご説明いたします。本件につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算の繰り越しをさせていただきましたので、同条第3項の規定により、繰越額の使用に関する計画を議会に報告するものでございます。

本繰り越しにつきましては、群馬県東部農業事務所発注の水路改修工事工期延長にあわせた、他事業関連の水道管移設工事3路線に関するものであります。

工期延長の理由につきましては、国交省が発注する除川地内の1級河川渡良瀬川築堤工事の迂回路として、本移設工事箇所である町道を平成24年3月中旬まで使用することになったため、群馬県東部農業事務所の施工再開が3月下旬からとなり、平成24年5月31日まで工期延長となった次第でございます。

繰り越しました予算額につきましては、合計で1,411万6,500円で、その内訳といたしましては、除川地区の町道1—4号線及び7131号線は384万4,000円、さらに西岡新田地区の町道2—17号線については612万7,500円、さらには西岡新田地区の町道1—4号線は414万5,000円でございます。なお、繰り越しいたしました予算額の財源には、損益勘定留保資金を補てん財源として使用する予定でございます。

続いて、報告第3号 平成23年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告についてご説明いたします。本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の決算及び事業報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。平成23年度の主な事業といたしましては、板倉ゴルフ場関係の用地調整業務であります。

なお、本件につきましては、町の監査委員から決算について適正に処理されている旨の報告をいただいております。

以上、平成23年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について報告させていただきました。

次に、報告第4号 平成24年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてご説明いたします。本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の予算及び事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に同じく報告するものであります。平成24年度の主な事業といたしましては、板倉ゴルフ場関係の用地調整業務であります。

以上、報告第1号から第4号まで一括してご説明申し上げました。ご了解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 以上で報告第1号から報告第4号を終わります。

---

#### ○承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）

○議長（野中嘉之君） 日程第4、承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、承認第1号 専決処分事項の承認についてでございます。1号につきましては、板倉町税条例の一部改正についてでございます。

本案につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等の施行に伴い、板倉町税条例におきましても改正の必要が生じたので、平成24年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） お世話になります。それでは、私から板倉町税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

まず、改正の目的でございますが、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正する法律等が平成24年3月30日に成立しまして、3月31日公布、4月1日施行となったために、町税条例においても法律の施行と合わせた改正の必要が生じたため、平成24年3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

改正の主な内容につきましては、個人住民税におきましては、公的年金所得以外の所得を有しなかった者

が寡婦控除を受ける場合の町民税申告書の提出が不要となったことでもあります。執行日については、平成26年1月1日からでございます。固定資産税におきましては、宅地等に係る負担調整措置の改正に伴う規定整備を行うものでありまして、執行日については本年の4月1日からでございます。

それでは、本文に基づいて説明させていただきます。

まず、改正の2ページをお願いしたいと思います。2ページの見出しから3行目まででございます。これにつきましては法第317条の2、市町村町民税の申告等の改正に伴う規定整備で、先ほど申し上げました公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする内容でございます。

4行目の附則第10条の2以降でございまして6行目まででございますが、これにつきましては、法施行規則附則の項ずれと改正前の法施行規則附則第7条第6項が削除されましたことに伴う項ずれでございます。

次に、7行目の附則第11条以降9行目でございます。これにつきましては法附則第17条、これは土地の下落修正措置等でございますが、その改正に伴う規定の整備、法附則の項ずれ、さらに改正前の法附則第18条第4項が廃止されたことによる項ずれでございます。

次に、10行目から14行目、附則第11条の2からでございますが、これにつきましては、法附則17条の2、土地の下落修正措置でございまして、その改正に伴う規定の整備でございます。

2ページの後段の10行目から3ページの2行目に係るものでございますけれども、これにつきましては、法附則第18条の改正に伴う規定の整備でありまして、住宅用地に係る制約措置は廃止、その他住宅用地の負担調整措置は現行制度を継続するというものでございます。さらに、商業地等の負担調整については、現行制度を継続、それと旧附則12条第4項の削除による項ずれでございます。

次に、3ページの3行目から8行目にかけてでございますが、これにつきましては、税法の名称変更でございまして、住宅用地の負担調整措置について、平成24年度から平成26年度まで継続するという内容でございます。

次に、9行目から11行目の附則第13条の見出し中以降でございますが、これにつきましては、一般農地、一般市街化区域農地の負担調整措置について、平成21年度から平成23年度の措置を継続するという内容でございます。

次の12行目から14行目、中ほどでございますが、これにつきましては、特別土地保有税の課税の特例で、附則第12条の改正に伴う規定の整備でございます。また、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例期間を3年延長するという内容でございます。

次に、3ページの15行目、附則第21条の次の以降でございますが、これにつきましては図書館、博物館、幼稚園等を設置する一般社団、財団法人に係る固定資産税の非課税措置の内容でございます。

次に、4ページをお開き願います。4ページの6行目から5ページの4行目までに係る部分でございますが、これにつきましては法附則第44条の2の新設に伴う規定の整備でございます。居住用財産を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例等について、震災により居住用家屋が消失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限が震災があった日から同日以後7年、現行3年でございますが、それを経過する日の属する年の12月31日までの間に延長された内容でございます。

次に、5ページをお開き願います。5ページの4行目から附則のところまでに係る部分でございますが、こ

れにつきましては、法附則第45条の改正に伴う規定の整備でございまして、所得税について震災特例法第13条の改正及び13条の2の新設が行われました関係と、所得税において特例の適用を受けた場合、個人住民税においても住宅借入金等特別控除の対象とするため、法附則第45条に第2項及び第4項が追加されたものでございます。また、法附則45条第2項の追加に伴う項ずれの修正でございます。

さらに、新設の附則第22条の2において震災特例法が定義されましたので、この用語を用いた表現に修正したものでございます。また、法附則第45条第4項に基づく読みかえ規定に対する整備でございます。

次に、5ページの附則に係る部分でございしますが、6ページの中ほどまでの部分でございします。これにつきましては、住宅用地に係る据置特例の廃止に当たりまして設けられた経過措置の規定の整備及び読みかえ規定でございします。平成24年度、25年度は、改正前の町税条例附則第12条において0.8から1.0とされていた据置特例を0.9から1.0とし、存置するものでございします。

最後になりますが、6ページの3以降、7ページの部分でございします。これにつきましては、住宅用地に係る措置特例の廃止に当たり設けられた経過措置の設置に伴う読みかえ規定でございします。土地に対する負担調整措置及び市街化区域農地に対する特別措置が講じられている各年度の固定資産税に限り、1の納税義務者が所有する土地のうち、法附則第18条の規定の適用を受ける宅地等の調整対象土地がある場合においては、調整対象土地については算定の基礎となる課税標準となるべき額等によって、名寄せした額によっての免税点の適用を行うという内容でございします。

長々と申し上げましたが、以上が改正の内容でございします。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決いたします。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

#### ○承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（野中嘉之君） 日程第5、承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続きまして、承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、板倉町国民健康保険税条例におきましても改正の必要が生じたので、平成24年3月31日に専決処分させていただいたものであります。

細部につきましては、同じく担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） 引き続き板倉町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

改正の目的、内容等でございますが、これにつきましては、平成23年12月14日公布の地方税法の一部を改正する法律におきまして、東日本大震災による居住用家屋が滅失した場合に、その居住用家屋の敷地に係る居住用財産の買い替えの特例等について、譲渡期限の延長の特例でございます。震災があった日から現行3年を7年に延長される部分の新設でございます。平成24年4月1日から施行となったことに伴い、町の国民健康保険税条例附則に同様の規定を加える必要が生じたため、平成24年3月31日で専決処分させていただいたものでございます。施行日については、本年の4月1日からでございます。

以上、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決いたします。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

---

○承認第3号 専決処分事項の承認について（平成24年度板倉町一般会計補正予算  
（第1号））

○議長（野中嘉之君） 日程第6、承認第3号 専決処分事項の承認について（平成24年度板倉町一般会計補正予算（第1号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じく承認第3号でございます。専決処分事項の承認についてということで、平成24年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本補正予算につきましては、第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億4,936万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金を136万5,000円追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費を136万5,000円追加をするものであります。

内容につきましては、既にご案内のとおり、板倉東洋大前駅付近におきまして不審者などの目撃情報が発生しており、今後の犯罪防止のため、警察から早急に防犯対策を実施してもらいたい旨の要望により、防犯カメラ設置工事に係る経費の専決補正を平成24年4月12日付実施いたしましたので、報告するものでございます。

以上、平成24年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてのご報告であります。

細部につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、平成24年度板倉町一般会計補正予算（第1号）の細部につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ136万5,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,936万5,000円とするものでございます。なお、4月12日付で専決処分したものでございます。

それでは、第1表であります2ページ、3ページを省略いたしまして、事項別明細の6ページまでお進みいただきたいと思います。まず、当該補正の歳入に係る部分でございますが、19款1項1目の繰越金でございますが、136万5,000円の追加ということでございまして、今回補正の財源に充当するものでございます。

次に、7ページでございますが、歳出であります。2款1項12目、防犯対策費で同額136万5,000円を追加するものでございます。この内容につきましては、ただいまの町長の提案理由の説明の中でも申し上げましたとおり、駅への防犯カメラの設置に係る予算でございます。

以上、簡単な説明であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わりたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決いたします。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

○承認第4号 専決処分事項の承認について（平成24年度板倉町一般会計補正予算  
（第2号））

○議長（野中嘉之君） 日程第7、承認第4号 専決処分事項の承認について（平成24年度板倉町一般会計補正予算（第2号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 承認第4号であります。同じく専決処分事項の承認についてでございます。内容につきましては、平成24年度板倉町一般会計補正予算の第2号でございます。

本補正予算につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ769万円を減額し、歳入歳出予算の総額を51億4,167万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金を281万3,000円、県支出金を192万3,000円、前年度繰越金を295万4,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、民生費を769万円減額するものであります。

内容につきましては、子どものための手当費を全額減額しまして、子ども手当費の2月、3月分及び新たに平成24年4月から児童手当法の一部が改正されたことによる児童手当費の4月から1月分を追加いたしました。子ども手当費の2月、3月分と児童手当費の4月、5月分を6月8日に支給するため、銀行等へ4営業日前までに口座振り込み依頼をしなければならないことや、関連する児童手当システム改修を早期に実施するための専決補正を平成24年5月15日付で実施いたしましたので、報告するものでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、平成24年度板倉町一般会計補正予算（第2号）の細部につきましてご説明を申し上げます。

当該補正は、ただいま町長が申しあげましたとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ769万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,167万5,000円とするものでございます。

次に、第1表につきましては、ただいま町長が申しあげましたとおりでありますので、説明を省略させていただきます。事項別明細書の6ページまでお進みいただきたいと思います。まず、今回補正の歳入の部分でございますが、14款1項1目民生費国庫負担金281万3,000円の減額でございます。説明欄をごらんになっていただきたいと思います。説明欄でございますとおり、子どものための手当負担金、これは全額減額

でございます。改めまして子ども手当負担金、2月、3月分、334万円の追加、それから児童手当負担金、これは4月から来年1月分まででございますが、1億2,633万5,000円の追加ということでございます。減額の要因といたしますと、所得制限が設けられたことによる減額ということでございます。

次に、15款1項1目民生費県負担金でございます。こちらも297万3,000円の減額でございます。説明欄を見ていただくとおり、国庫負担金と同様、子どものための手当負担金は全額減額でございます。改めまして子ども手当負担金、2月、3月分が546万5,000円の追加、児童手当負担金、4月から1月分が2,792万5,000円の追加でございます。締めて297万3,000円の減額ということでございます。

次に、2項2目民生費県補助金でございますが、こちらは105万円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおり、地域子育て創生事業費補助金で105万円の追加でございますが、これにつきましては、制度改正による児童手当システムの改修のための費用の補助金でございます。補助率は100%ということでございます。

次に、7ページをお願いいたします。19款1項1目の繰越金でございますが、295万4,000円の減額でございます。これにつきましては、今回補正予算が減額補正となったことによりまして、財源充当の不要分を減額するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。8ページからが歳出に係る部分でございますが、まず3款2項1目の児童福祉総務費で105万円の追加でございます。これは、先ほど歳入で申し上げましたとおり、システムの改修委託料の追加でございます。

次に、2目の児童措置費でございますが、874万円の減額でございます。この内訳につきましては、説明欄にありますとおり、子どものための手当支給事業では全額2億3,527万5,000円の減額をいたすところでありまして、変えて子供手当支給事業、手当費で4,433万5,000円を追加、これが今年2月、3月分に相当するものでございます。

次に、児童手当の支給費でございますが、1億8,220万円の追加でありまして、これは4月から来年1月に相当する部分の追加ということでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 金額ではなく、名称なのですが、子どものための手当というのが、今度児童手当支給と名称が変更になったのですか。この辺ちょっとわからないのですが、何か今度子どものための手当となったのではないのですか。それがまた変わったのですか。その辺の、名前のことだけなのですけれども、その辺のことをもう少し詳しく説明いただきたいと思うのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） ただいまのご質問ですが、名称が当初子どものための手当という名称で進んできていたわけなのですが、今年の3月ごろですか、子ども手当という形に名称が正式に決定したという次第

でございます。一応23年3月31日までは子ども手当という名称で支給していたわけですが、4月1日からは正式に児童手当という名称に変更になりました。子どものための手当という名称は消滅といいますか、消えた次第でございます。

以上でございます。

○9番（青木秀夫君） 児童手当となったのだね。

○企画財政課長（中里重義君） そうです。

○9番（青木秀夫君） 子ども手当も変わったのだね。

○企画財政課長（中里重義君） 子ども手当から児童手当に変わったということです。ですから、子どものための手当という民主党が主張していた名称はもう初めから使っていないといいますか、まだ案の段階でしたから、もう子ども手当から児童手当に名称が変わったということです。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○9番（青木秀夫君） はい。

○議長（野中嘉之君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 同じような質問というか、お聞きしたいのですけれども、子供というのは幾つから幾つの、年齢的にゼロ歳から小学生までとか、中学生までとか、その辺がちょっとわからないので、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 児童手当の支給対象の年齢ですけれども、ゼロ歳児から中学校終了までの子供が児童手当の支給対象児童になります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより承認第4号について採決いたします。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩をいたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 （午前10時00分）

再開 (午前10時15分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

○議案第29号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例の制定について

○議長(野中嘉之君) 日程第8、議案第29号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原実君)登壇]

○町長(栗原実君) 引き続きお願い申し上げます。議案第29号でございます。住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案につきましては、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、平成21年7月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布され、平成24年7月9日より外国人住民にも日本人住民と同じように住民票が発行されることに伴い、板倉町印鑑条例、板倉町下水道条例、さらには板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部を一括して改正する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(野中嘉之君) 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長(長谷川健一君)登壇]

○戸籍税務課長(長谷川健一君) それでは、住民基本台帳の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

制定の理由につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。

関係条例の改正内容でございますが、外国人登録法が廃止されることで、各条例中の外国人登録法、外国人登録原票、外国人登録証明書等を削りまして、印鑑条例につきましては外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑を登録することができるということを加える内容でございます。

それでは、条文に従いまして説明させていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。中ほどの見出し以降でございますが、第1条の印鑑証明書での改正でございます。これについては、第3条の第1項中、印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者とするものでございまして、第3条第2項及び第5条第3項各号列記以外の部分中、「次の各号に」を「次に」に改め、第4条本文中、同条ただし書き中、第5条第2項後段中の「みずから」、第5条第3項第2号中の「すでに」を平仮名から漢字に改めるものでございます。

第5条第3項第1号中「又は、外国人登録証明書」を削るものでございます。

(1)のすぐのところですが、第7条第2項第1号、第2号につきましては、新たに通称を加え、第2号

中「あらわして」を漢字に改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。2ページで、第7条第3項につきましては、新設でありまして、外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録を受ける場合には、当該印鑑を登録することができるというものでございます。

(8)の上の第8条の部分ですが、4号中に通称を追加しまして、8号としまして外国人住民の印鑑登録を受ける場合の当該氏名の片仮名表記について新設するものでございます。

中ほどちょっと上の第10条以下中ほどの13条、第14条、第15条の一部については、文言の整理を行ったものでございます。

中ほどから下の第14条第1項第4号につきましては、外国人住民の通称または氏名の片仮名表記を含むというものでございます。

第14条第5号につきましては、新設でございます。

2ページの次に下の板倉町下水道条例の一部改正の部分でございます。これにつきましては、第6条の2第3項第2号、第4号中から外国人登録済証明書を削りまして、それと第6条の5、第6条の7、第6条の8、第6条の10、第19条、第27条の一部についての文言を整理を行ったものでございます。

次のページの3ページをお願いします。最後に板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正の部分でございますが、第4条第3号中の「外国人の登録法第4条第1項の規定により、外国人登録原票に登録され」を削るものでございます。

附則としまして、平成24年の、本年の7月9日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(野中嘉之君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) 質問というよりも、ご提案なのでございますが、先ほどから条例の一部改正ということでいろいろ説明があるわけでございます。本日も承認第1号、承認第2号、今議案第29号ということで、関係課長から説明があったわけですが、最終的に例えば町民にとってどうなのか、あるいは法人にとってどうなのか、いろいろ変わった点のご説明があるわけですが、最終的に変わって我が町がどういう影響を受けるのだろう、やはりそこまで踏み込んでいただいて説明していただかないと、文言が変わりました、何がこう変わりましたという説明はいいのですけれども、最終的にこの条例云々等が変わったことによって、我が町個人とか法人とか町とかどうなるのだということまで説明を受けると非常にありがたい。今までもそういった傾向はあるわけでございますが、今後そういったものについてご説明をいただければ非常にありがたいなということで、中身の質疑というよりも説明ということでのお願いでございますが、以上です。

○議長(野中嘉之君) 要望という感じになるかね。

ほかに質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番(青木秀夫君) いや、今の話に関連して。こういう改正ですが、これを公示するというか、これ板倉町に何カ所かそういう掲示板みたいのがあって、そこに公示するのですか。それで、一般の人が、例えば

これ外国人が今の対象のようになっているのですけれども、すると外国人の人がそういう制度が変わったのだということを知るといことは、この大もとに、国の法律が変わっているのでしょうか。すると、国の法律が変わったって、官報で掲載するといったって、官報なんて、前に聞いたけれども、見たこともないと言うし、町の職員の方も。官報というのは、自治体には来るのでしょうか、関係自治体というか、各自治体。来るけれども、官報というのは、どこかにまとめて取ってあるとか、あるいは見るとかという、見たこともないというのが現実だと思うのです。では国が法律が変わって、地方自治体がこれに合わせてこの条例を変えて、これをその関係者というか、これだと外国人ですよ。そういう人にどう周知するのかという方法。板倉町も何か掲示板というのがあられるらしいのです、何力所か。各公民館なんかには、おれ知らないけど。見たことないのですけれども、私も見たことないのだけれども、あると聞いたのですけれども、そこにこれ掲示されるわけね、周知する方法として。それで周知したということになるのですか。それと、板倉広報に載るの、次の機会に。その辺をどういうふうにやっているのですか、これ周知方法。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） お答えさせていただきます。

これについては、国のほうで法律改正に伴って町村までその辺改正しまして運用する、もちろんそういう形ですが、その辺の周知については、改正に係るパンフレット等についても、先ほど青木議員さんについては、各公民館の掲示板というお話がありましたけれども、この辺については告示板といいますか、いろんなそういう部分の周知的な部分で、そういう通常の周知等については、例えば役場とか公民館とか、そういうところをして広く多くの方に目に触れるような形でポスター周知をしているという形と、これについては7月9日から正式に施行という形になるわけですけれども、本人については仮住民票という形で既に板倉町は140弱いらっしゃるわけですけれども、そういう形で確認しているという、本人についてはそういう形で対応しているところですが、それと公示等についても今月そういう形で周知していますし、そういう形で一般の住民票も同じですよということで周知しているところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） いや、外国人の人に知らせるのだから、やはり相当わかりやすく周知しないとわからないと思うのだよね。例えば告示板ですか、何かに文書で出す場合に、どういう文言で出すのかと。例えば今この住民基本台帳の条例に関する説明と書いてあって、私なんか読むと100%わからないです。100%わからない、全然わからない。だから、これをそのまま出すのか、これをかみ砕いて、もっとわかりやすく、外国人の人だから日本語できないというわけではないけれども、普通の人よりは理解力が欠けている人が多いと思うのだよね。だから、そういう人たちに知らせると。知らせる場合に、何か今の課長の話だと、140人の方に直接何か通知するの、それとも。こういう制度がありましたよと、住民基本台帳に住所のある方には、そんなことしないのでしょうか。知らせる方法として百四十何人の人に、こういう制度が変わりましたよと、こういうふうになりましたよということを知らせると、そういうことはしないのでしょうか。さっきの話聞いていると、するみたいに聞こえるのだけれども、どういうふうにこういうのを知らせるのか。

それと、たびたび、よく所得税法なんていろいろな、変わりますよね。特例があって、何がどうなったと

かこうなったとかと、あんなものを全然私はわからないのだけれども、わからなくてもしょうがないのだけれども、あれを知らせるといふ方法、議会にはこういうのは一応出されて、知らせているのでしょうかけれども、一般の人たちには、あれは何、法律で知らせているからいいということなのか。どういうことなのだろう、あれ。法律で決まっているから、あれ皆所得税法なんて全国一律に決まっているわけだから、それは各自治体でまたもう一つこういうことをやるのでしょうかけれども、国民に知らせるといふのは、これ官報に掲載すると、知らせたといふのが国の周知方法なのでしょう。読まないのはあなたらの勝手だといふようなもので、恐らく、私も生まれてこの方官報といふのは1回見たことあるけれど、何か1回見たことあるけれども、あれどこかに保管してあるでしょう、全国のずっと昔からのやつが。東京のどこかに探しに行ったことが私1回あるのだけれども、見たけれども探せなかった。全部戻してなくて、探せないのです、あれ。

だから、一応周知方法としては、官報で知らすといふことで知らせているといふことなのでしょう。だから、話は戻るけれども、今のいわゆる関係者といふか、住民に知らせるといふことの方法は、どういう方法でやっているのですか。告示で済ませているのですか。済ませるときは、どんな文言でやっているのかと、その辺のことをどうやっているのですか。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） お答えしたいと思います。

これだけの大きな改正ですので、国としても早い段階から周知には努めて、冊子といふか、パンフレット、そういう部分等は各自治体に来まして、その辺は町の庁舎あるいは公民館等で広く周知しているという形をとっております。また身近には、広報紙で周知するといふ形で取り組んでいるところでございます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第30号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第9、議案第30号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第30号についてでございます。平成24年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ902万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億5,070万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に15万8,000円、県支出金に461万3,000円、繰越金に215万8,000円、諸収入に209万8,000円をそれぞれ追加し、歳出につきましては総務費に231万1,000円、民生費に154万4,000円、衛生費に391万8,000円、農林水産業費に252万6,000円、商工費に499万2,000円、教育費に87万2,000円をそれぞれ追加し、土木費から713万6,000円を減額するものであります。

また、債務負担行為につきましても所要の補正をするものでございます。

以上申し上げましたが、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第30号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第3号）の細部につきましてご説明申し上げます。

今回補正の額でございますが、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ902万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,070万2,000円とするものでございます。

また、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

次に、債務負担行為の補正でございますが、第2条債務負担行為の追加は第2表、債務負担行為補正によるところでございます。

なお、第1表、2ページと3ページになりますが、こちらにつきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおりでありますので、省略いたしまして、4ページの第2表、債務負担行為補正をごらんになっていただきたいと思っております。第2表、債務負担行為補正でございますが、内容的には板倉ゴルフ場賃借料の関係でございます。期間、平成25年度から平成34年度まで、この期間10年間でございますが、限度額2億2,197万円でございます。この理由につきまして申し上げますと、現在ゴルフ場の賃貸借契約が今年度末で期間満了になります。来年4月1日から新たに10年間契約を更新をするということで、現在地権者協議会等と交渉を進めてまいりまして、県との調整もつきまして、さらに10年間を更新するという作業に取り組んでいるところでございます。そういったことで、向こう10年間の契約を締結する上での債務負担行為の補正ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、歳入歳出予算の補正事項別明細書についてを説明申し上げますが、5ページ、6ページの総括表につきましては省略いたしまして、7ページをごらんになっていただきたいと思っております。

まず、こちらが歳入でございますが、14款3項2目の民生費国庫委託金で15万8,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおり、協力連携事務費の委託金ということでございます。これについては、国民年金の委託金でございます。

次に、15款2項2目の民生費県補助金でございますが、131万3,000円の追加でございます。これにつきましては、児童虐待防止対策の緊急強化事業の補助金ということでございまして、これについてはまた歳出のほうで触れさせていただきたいと思っております。

次に、3目の衛生費県補助金で330万円の追加でございますが、浄化槽設置整備事業費の補助金でございます。こちらでも歳出で触れさせていただきたいと思っております。

次に、19款1項1目の繰越金でございますが、215万8,000円の追加でございます。これにつきましては、今回補正予算の一般財源に充当いたすものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。20款5項3目の雑入でございますが、209万8,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおり、魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金で89万9,000円を追加、それから一般コミュニティ支援事業助成金で119万9,000円を追加するものでございます。こちらにつきましては、また歳出の総務費のところでも触れさせていただきたいと思っております。

次に、9ページからが歳出の事項別説明になるわけでございますが、各項目の説明に入る前に、今回補正の中での人件費補正について説明させていただきたいと思っております。まず、今回の補正での人件費に係る点を申し上げますと、まず1点目といたしましては、児童手当法の改正によりまして、今年4月から子どものための手当が児童手当に変わったことによりまして、当初予算では12カ月分全額を子どものための手当費として予算措置したところでございますが、そのうち10カ月分を児童手当費に組み替えるという必要性が生じております。

次に、2点目といたしますと、4月の人事異動によりまして予算措置上の職員数に増減が生じたことに伴う補正が盛り込まれております。したがって、人件費につきましては、総合的に差し引きの増減はないということではありますが、これから説明させていただきます事項別明細書中に補正額がゼロとして第3節職員手当等の説明欄に（組み替え）という表示がされているところがございます。これにつきましては、財務会計システムの機能上、各種手当が一括して職員手当等として予算書に表示されるというような仕組みになっておりますので、予算に増減がない場合にはゼロということで、組み替えという表示が出されてしまうということでございます。しかしながら、この財務会計システムの中には子どものための手当と児童手当を区別して予算の執行管理を行うような仕組みが組み込まれておりますので、細々節と申しますか、細かいところの数字を組み替える必要が生じてまいります。ということで、今日ごらんになっていただく補正予算書の中では、重なりますが、ゼロという表示がありますけれども、機械的には細々節で動いているということでご理解いただきたいと思います。

ちなみに6月に支給される子どもにかかわる手当につきましては、今年の2月から5月までの4カ月分が後払いとなるわけでありまして、2月と3月分が子どものための手当、先ほども専決の関係でありましたが、これが子ども手当ということでご理解いただければと思います。4月と5月分が児童手当として予算執行することになります。そういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。したがって、以下事項別明細の説明の中におきましては、人件費関係の説明は省略いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、9ページから進んでまいりたいと思っておりますが、まず2款1項5目の財産管理費でございますが、9万3,000円の追加でございます。これは、委託料で9万3,000円を追加するものでございますが、敷地内の

植栽の剪定、ここに伐採等委託料とありますが、植栽の剪定として西庁舎そばにありますキンモクセイ、それからドウダンツツジ等の剪定に係る費用の追加の補正でございます。

次に、10目の自治振興費でございますが、209万8,000円の追加でございます。これは、先ほど歳入の雑入で申し上げましたとおり、コミュニティ助成事業ということでありまして、具体的には魅力あるコミュニティ支援事業助成金89万9,000円については、28区住民センターのエアコン設置に係る助成金でございます。

それから、一般コミュニティ支援事業助成金119万9,000円につきましては、29区のみこし一式の整備費用の助成金でございます。

次に、10ページは省略いたしまして、11ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費で132万円の追加でございます。このうち説明欄、下の丸印のところをごらんになっていただきたいと思いますが、待の字がちょっと抜けておりますので、申しわけありませんが、児童虐待防止対策緊急強化事業132万円の追加ということでございまして、これについてはここにありまして、車両購入に充てると。これは、補助率が100%ということでございます。

次に、3項1目の国民年金費でございますが、15万8,000円の追加でございます。これも歳入のところで申し上げましたけれども、国民年金の免除基準等、システム改修委託料としての追加でございまして、これも負担率は100%ということでございます。

次に、12ページをお願いいたします。4款1項3目の環境衛生費で330万円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおり、浄化槽エコ補助金事業で330万円の追加ということでございます。こちらも県の補助事業でございますが、補助率は100%ということでございます。

次に、2項2目の塵芥処理費で61万8,000円の追加でございますが、これは備品購入費で追加ということでありまして、説明欄ごらんになっていただくとおり、資源化センターの消火器の購入費の追加でございます。

次に、13ページを飛ばしまして、14ページをお願いいたします。7款1項2目商工業の振興費60万円の追加でございます。これにつきましては、説明欄をごらんになっていただくとおり、小口資金融資損失補償金で60万円を追加するものでございます。

次に、15ページを飛ばしていただきまして、16ページの中ほど、10款2項1目学校管理費でございますが、84万円の追加でございます。これにつきましては、工事請負費での追加でございますが、小学校の施設維持管理費としての追加でございます。

以上申し上げまして17ページの歳出合計でございますが、規定額が51億4,167万5,000円、今回補正が902万7,000円の追加、合わせまして51億5,070万2,000円となるものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 4番、延山です。9ページのコミュニティ助成事業について、28区のエアコン、そしてまた29区ということで、それぞれの区分の中で補助金を受けるわけなのですが、これを受けるに当たっ

での順番とか、当然事業の内容によって金額も変わってくると思うのですが、その辺の範囲というのはどの程度町とすると対応してくれるかということが1つ。それから14ページですが、商工業振興費として小口融資損失の補償金ということで60万円追加が出たということですが、この損失の補償ということ、どのような内容についての補償されるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） まず、この事業についてですけれども、両事業ともいわゆる宝くじの収益を利用して地域に貢献しようという制度の支援事業であります。一般のコミュニティー事業というのが財団法人、これは全国組織でありますけれども、自治総合センターというところで取り扱っています。それと、魅力あるコミュニティーづくり支援事業につきましては、各県にあると思うのですが、群馬県においては群馬県市町村振興協議会ということで、財団法人が取り扱っています。

この順番と申しますか、申請の関係ですが、基本的には行政区長さんに説明を申し上げて、順番で申請しているという状況です。具体的には全国で財源の枠があるということで、やはり各町村調整しながら申請している状況ということです。ご承知のとおり、震災を受けまして、そういうものも対象になるということで、なお一層全国の枠も厳しくなっているのかなと思っています。

そんな中、今年度については年度またぎになるということもありまして、この時期に補正を出させていただいておりますけれども、3事業を申請しています。そのうちの2事業が、今申し上げたものが決定になって事業化できるという運びになっています。もう一つが31区のほうで防災倉庫等を整備したいという申請がありました。やはりそちらについては、明確な、こういう理由で今回は見送らせていただきますというものは届いておりませんが、今回見送りになったという状況になっています。繰り返すようではありますが、基本的には行政区長さんにこういう制度がありますよということと同時に、現在に置かれている今の状況も説明申し上げて、計画があるときにはどんどん利用くださいという状況になっています。

加えて、現在、今31区の状況を申し上げましたが、そのほかにも申請してありますが、事業化が具体的にまだ見えないということも含めて、幾つか行政区で上がってきています。23年度のときに上がってきているのが31区の集会所の関係、11区の集会所の関係、それと24年の3月になってからですけれども、17区やはりお祭りの関係が、事業内容まで具体化されておりませんが、時期が来たら具体的に利用したいという申請が届いています。したがって、これらについては今年区長さんもかわったということも含めて、きちっと説明申し上げて、計画が整ったときにはぜひ利用してくださいということでお話をつなぎたいと思います。

ちなみに、事業のいわゆる金額的なものを申し上げますけれども、コミュニティー事業、これは全国の関係ですが、一般的な名称がつくのが100万円以上、250万円の10万円単位で補助するという内容です。その範囲であれば100%の補助という内容です。

それと、先ほど申し上げた防災関係、30万円以上200万円の範囲ということで、やはり10万円単位で100%その範囲であれば補助ということです。

それと、県が県単位で行います事業につきましては、一般備品については200万円以内で1,000円単位と、若干中身が違うわけですが、やはりその範囲であれば100%の補助という内容になっています。加え

て、住民センターの改修等についても補助があるわけですが、200万円以内で1,000円単位、そういうルールの中、この関係については100%補助というわけにはいきませんが、50%補助と、幾つかメニューがあります。これらについて区長さんを中心に、地域の方まで浸透できるようにしていきたいと思っておりますけれども、順番とかいろんな全国的なやはり予算の枠があるということもご理解いただきながら説明を続けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 続きまして、小口資金の関係でご説明させていただきます。

今回の補正60万円ということですが、こちらの案件につきましては、商工業、小口資金の融資を町が行っておりまして、18年の12月にこの資金が貸付実行がなされている案件がございます。こちら、18年の12月に貸しまして、返済は最終的には24年の11月という計画で順調に返済されておったのですが、本年24年1月にこの対象になる会社が不渡りという形で、実質的に倒産ということになりました。そこで、代位弁済というものが発生してくるということになります。

この代位弁済につきましては、町と群馬県の信用保証協会にて契約を結んでおりまして、係る費用の20%を町が出しますという契約になっておりまして、本年3月16日に代位弁済実行協議書というものが保証協会から町長あてに送られております。これに基づく今回の補正でございますが、金額といたしましては代位弁済すべき額が583万2,000円ございまして、その20%、これを補てんするという内容でございますので、116万6,400円という額になります。実際予算上60万円とってありましたので、それに60万円を今回補正して120万円という補正の内容でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

延山宗一君。

○4番（延山宗一君） では、コミュニティ事業なのですけれども、これについて現在のところ何件か出ているということで、100%、全国の順番はあるにせよ、とりあえず採択されているということで理解しているわけですね。

今後やはりエアコンだけではなくて、震災のことも含めてということになると、いろんな申し込みも多くなってくるのかなと思うのですが、ならばお金100%ということであるとすると、ぜひ要望にこたえていただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 繰り返しの答弁になると思うのですが、基本的に地域の方が望んでいる事業ということで、それらを希望が叶うように我々事務局も事務担当者も努力したいということで思っております。

さらに、先ほどの話の繰り返しになってしまいますが、いろんな事業、板倉町だけで望んでいるわけではございませんので、今までの実績等も含めて、やはり各市町に実施する団体においても決定をしているかなと

いうことも含めて、実際の運用の状況といたしますか、全国的な動きも区長さんにきちっと話をし、ご理解をいただきながら進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） ありがとうございます。

また、倒産しての保証協会ですか、町で20%ということで理解ができました。倒産するということは残念な結果になるわけなのですが、こういう不況の中で大変かと思えます。もし差し支えなければ、どういう系統の会社がこういう結果に至ったかと、個人的なこれ問題なので、難しいところとは思いますが、もしわかる範囲内で説明がいただければと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 倒産というお話で、株式会社キクマルファニコでございます。

○4番（延山宗一君） はい、わかりました。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

川野辺達也君。

○3番（川野辺達也君） 川野辺です。お世話になります。資源化センターの消火器購入の関係でお尋ねしたいと思います。

補正61万8,000円になっているのですが、これは今まであったのを急遽買い替えるような形になったのか、それとも何か新たな消防法が変わって急遽替えることになったのか、特殊なものなのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） お答えさせていただきます。

この消火器につきましては、かなりの数が資源化センターにあります。具体的に申し上げますと、粉末の消火器、これが期限が来てもう使えないということで32本ございます。それと、液状の消火器、これが5本、やはり有効期限切れて、交換しないと使えないと。それと、今言った32本、5本、これの処分代ということで、合計でこの金額になっております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○3番（川野辺達也君） では、この内容わかりました。ということは、今後もまたこういう買い替えの時期も、今後は資源化センターが、1市2町のごみの関係で、もうこれが最後の形になるのか、もしかしたらまだ入れかえになるのか、そのとき補正ではなくて、ある程度時期がわかっているのでしたら、当初予算でこの金額をある程度見込んでおいたほうがいいのではないかなんていう思いもあるのですが、その辺説明していただけますか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 消火器につきましては、全体で100本近くございます。当初、知らずと言っ  
てはいけないのですが、点検して初めて業者から期間が切れているよというようなことで、後追いになり  
ましたけれども、補正するものでございます。ですから、消火器の期間も最低5年とか6年、液状と粉末あ  
るのですけれども、多分今回これ交換した後、場合によっては切れるものも新しい1市2町でやるときまで  
に何本か出てくる可能性もございます。それは台帳に1本1本点検のときに出てきますので、それは確認し  
て、先ほど議員さんが言われたとおり、当初で予算を組んでいきたいと思っております。よろしくお願  
いします。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。

12ページの浄化槽エコ補助金事業330万円の追加ということで、これの詳しい説明をお願いします。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問でございます。これは、県の補助金の収入100%という  
ことで補助されるものでございます。24年度、これも今回延長しまして、これにつきましては単独の浄化槽、  
それとお風呂あるいは台所のあわせて処理する合併浄化槽、これに転換した場合に10万円プラスになるとい  
う事業でございます。ですから、今年度限り県の事業の中で10万円がさらにプラスになると、24年度はこの  
金額で33基一応予定しております。その金額でございます。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、これは何人槽とかありますよね、その大きさによって。これは、  
前の浄化槽の補助に対して、プラス10万円が補助になりますよということですね。お願いします。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） お答えいたします。

現在6人槽、10人槽に補助がされています。これは、町の補助金プラス10万円、これが補助になると。そ  
の理由につきましては、河川にきれいな水が流れるように、要するに合併浄化槽へ単独あるいはくみ取り槽  
を変換していただきたいと、それによってきれいな水を流すという目的がございます。それに対して町の補  
助金プラス県の補助金で10万円ということでここへ補正するものでございます。よろしくお願  
いいたします。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○10番（秋山豊子さん） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 7番、黒野です。

ページは16ページです。小学校の設備の予算の84万円ですけれども、各学校と書いてありますけれども、  
この辺の具体的な内容等がわかればお願いします。

それから、直接補正とは関係ないかと思っておりますけれども、先ほど資源化センターの話が出まして、これい

い意味でございますけれども、何日か前に上毛新聞に資源化センターの名前が出まして、1位、2位と2冠達成という、すごくいい話が出ていました。例えばリサイクルの町民の維持管理含めて、一生懸命な町民のリサイクルを含めた、そして内容も書いてあったのですけれども、2冠達成ということですが、もし具体的にわかれば、その辺のところもよろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） まず、ご質問の第1点目ですけれども、各学校と表記になっておりますが、これ予算上の関係でそういう項目になっております。具体的には、東小学校が該当となります。場所がどこかといいますと、東小学校に信号機のほうから入りますところが坂になっていて、上が駐車場になっているかと思いますが、その坂の部分と隣の民有地との間が壁のような状況で現在なっております。今の状況としましては、ここの泥が落ちないように、木の杭と木の板で支えをしているわけなのですが、木である関係上、腐ってくるような状況になりまして、ここに来て大変危険な状況となってしまいました。この関係を修復するために、今度は擬木のコンクリートの柱とコンクリートの板でその擁壁を修理するというものでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） ただいまの黒野議員さんの質問に答えたいと思います。

多分上毛新聞だったと思うのです。具体的に申し上げますと、ごみの排出量だったと思います。これも去年板倉町には排出量が550グラムぐらいだったと思います。今年もほぼ同じなのですが、群馬県で1位と、それとリサイクル率、これも1位であったと、資源化センターですから、一切焼却しないというようなことで、リサイクル率も焼却しないで生ごみを堆肥にしていると、それと燃えるごみについては固形燃料化ということで、群馬県でも特殊な施設だというようなことで、リサイクル率が上がっているというような内容だったかと思います。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 先ほどの各学校と書いてありますけれども、これは法律上ではないけれども、各学校と書かないと、名指しで書いてはまずいのですか。別にそういう補正とか云々、工事するのだから、名指しというか、各学校と書かなくたって、北小学校とか東小学校とか書いたって、これは別に支障がないと思うのですけれども、それから昨日今日の問題ではなくて、もう板っぺらで云々でということは、もうおそらくは23年か24年になって危ないのかなという、そういうことも目に見えてわかったのではないかと思いますけれども、その辺のところも具体的にわかれば。

それから、資源化センターの話ですけれども、いいことはできるだけ一般の人たちにもPRというのか、こういうのだよと、こういう皆様のお力いただいて、群馬県で1位になりましたとか、そういうことも、1位になったというのか、いずれにしても、お力でごみが多くなったとか、そういうことも大事だと思うので、やはりできれば今までもそうですけれども、今後ぜひそういうことでPRというのか、広めていただけ

れば、さらにまたごみの質、それももっと上がるのかと思いますので、その辺のひとつ具体的にわかればお願いします。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） まず、黒野議員の第1点目のご質問のお答えですが、これ財務会計システム上、どうしてもいわゆる節の部分までしか印刷されないということになりまして、先ほどのいわゆる児童手当とか子ども手当のときにお話ししたとおり、細々節のところへいきますと、予算要求では東小学校進入口の擁壁の工事費ということで予算要求は間違いなく出ています。出ているのですが、予算の組み立て上、こういう表記で出てしまうと。ですから、当初私が説明するときに、東小学校ということで申し上げればよかったのかもしれませんが、そういったことでちょっと説明不足なところがありましたので、この場でおわびしたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 大変ご指摘ありがとうございます。私もPRといいますが、できる限りホームページあるいは広報紙等で具体的に群馬県の順位の載っている表がございますので、後ほど早目にその順位表といいますが、PRをさせてもらうつもりでございます。ご指摘ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 東小の話ですけれども、中里課長が話して、説明不足と、ですからこういう細かく書いていないわけですので、予算を出して説明するときにも話をしておけば、別にそういう議論をお互いにしなくても済むと思うし、あそこの学校だと口頭でできるものはしたほうが今後もいいかと思います。

それから、資源化センターの話で、ご指摘ではなくて、違う、いい意味ですから、ご指摘という言葉ではなく、その辺もご理解いただいて、お願いします。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 質疑というか、ちょっとお聞きしたいと思います。

4ページのゴルフ場の賃借料のことなのですが、私が考えるのに、板倉ゴルフ場ができて約30年たっておりますし、地権者の協力があって、すばらしい板倉町だと、かなり町のPRにもなったのではないかと考えております。

そんな中で、来年から10年間の賃借料が県との協定で決まるのですか。こういう時代でございますので、地権者の方は少しでも多いほうがいいと思いますし、またゴルフをやる人にとりましては非常に、一時は町の大会も200人も300人も集まってやった時代もありましたけれども、議員も一時は全員やったのですけれども、最近はほんの一部になりました。そんな中、変動、単価というのですか、どんなふう動いているとか、大体現状というのですか。前から同じようなのか3月の予算書を見ればわかるのですが、ちょっと思いつい

たので、聞きたいと思います。何万平米ぐらいあって、2億2,000万円ですか。これ10年間だと思いのすけれども、年間2,200万円ぐらいですが、どのくらいなのですか。前に聞いた覚えもあるのですけれども、再確認のためお願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） ゴルフ場の契約の関係であります。ゴルフ場の関係につきましては、今議員さんから説明のあったとおり、3回目の契約になります。一番最初の契約が58年に契約しまして、今回契約が満了になりますので、3回目の契約になりまして、今年度更新していきたくて思っております。

契約の期間につきましては、25年の4月から35年の3月までの10年間ということで更新していきたくて考えていまして、7月以降に調印の契約の手続に入っていきたいと思っております。

単価の関係であります。先ほども企画財政課長から説明があったわけですが、これまで企業局とも協議あるいは地権者協議会とも役員会等でいろいろ相談してまいりました。地権者協議会としてはいろいろな意見があったのですが、最終的には現状維持ということで企業局あるいは地権者協議会も了解していただきまして、単価につきましては現状維持ということでありますので、田んぼ、畑につきましては平米97円、それから池沼系につきましては65円ということで、現状維持の単価で更新していきたくて思っております。

それから、面積の関係はちょっとわかりませんが、後でまたお答えさせていただきますが、ゴルフ場の地権者で申しますと、162名ということであります。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第31号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、議案第31号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第31号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてでございます。

本案につきましては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に伴い、群馬県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため、同広域連合規約を変更する、そのものでございます。

以上、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についての説明を申し上げました。これにつきましては、先ほど等のもと連動しておりますので、担当課長の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○陳情第2号 町道3070号線の拡幅整備について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、陳情第2号 町道3070号線の拡幅整備については、産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

---

#### ○陳情第3号 国土交通省地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情について

○議長（野中嘉之君） 日程第12、陳情第3号 国土交通省地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情については、総務文教福祉常任委員会へ付託いたします。

なお、先ほどの荻野議員の質問に対する答弁があります。

小野田都市建設課長。

〔都市建設課長（小野田国雄君）登壇〕

○都市建設課長（小野田国雄君） 先ほどの荻野議員さんの質問の中のゴルフ場の面積の関係であります。全体の面積につきましては約26ヘクタールになります。そのうち、田畑でありますけれども、約16ヘクタール、原野、池沼につきましては約10ヘクタールということであります。

以上です。

---

#### ○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時22分）